

1 子どもの活動への支援の現状

スポーツ施設については、プールや体育館の個人利用のほか、利用実態の多いグラウンド、テニスコートについては団体利用に際して、子ども料金が設定されている。

公民館等の文化施設の利用については、子ども料金が設定されていないが、団体登録により減免が適用されている。

[]は大人料金

- ① プール・体育館の個人利用料金 : (プール)中条120円[250円]、西河原500円[1000円]
: (体育館)70円[150円]
- ② グラウンド・テニスコートの団体利用料金(1時間当たり)
: 250円[グラウンド650円、テニス500円]
- ③ 体育館及び市民会館やコミセン等の文化施設における子どもの活動への対応
バスケ、剣道、合唱等の利用は通常料金に減免適用がされている。

〈現行と子ども料金・減免が廃止された場合の比較〉

スポーツ活動練習	[現行]	@250×70%×3時間×48回=25,200円
	[廃止]	@550×3時間×48回=79,200円
		⇒ 年間で約5万円の負担増
スポーツ活動大会	[現行]	@250×12時間×12会場=36,000円⇒0円(後援による免除)
	[廃止]	@550×12時間×12会場=79,200円
		⇒ 1大会で約8万円の負担増

2 見直しの方向性

スポーツ、文化施設とも、減免ではなく通常料金の半額程度の子ども料金を設定し、子どもの活動への支援を継続する。

〈現行と子ども料金設定後の比較〉

スポーツ活動練習	[現行]	@250×70%×3時間×48回=25,200円
	[見直し]	@250×3時間×48回=36,000円
		⇒ 年間で約1万円の負担増
スポーツ活動大会	[現行]	@250×12時間×12会場=36,000円⇒0円(後援による免除)
	[見直し]	@250×12時間×12会場=36,000円
		⇒ 1大会で約3万6千円の負担増

3 子ども料金適用の考え方

子ども料金は、子ども自身の利用及び学校や幼稚園、保育所、その他の各種団体等が子どもを対象とする活動に対して適用する。

事前の団体登録ではなく利用申請書の内容審査により、適非を判断する。